

外国人実務事例

単位会名	北海道	事例年月（西暦）	2019	年	10	月
カ テ ゴ リ ー : A B C D - 1 2 3 4						
A 在留資格 : 1 身分資格 2 活動資格 3 非正規 4 その他 B 涉外戸籍 : 1 結婚・離婚 2 親子関係 3 国籍・帰化 4 相続・その他 C 経済活動 : 1 会社設立 2 対日投資 3 その他 D 日常生活 : 1 日常生活 2 公的扶助 3 その他						
国籍	中国	年齢	0	性別	男	都道府県
<u>事例の要旨：</u> 出生後 30 日以内の在留資格取得許可申請期限を過ぎてしまった後の対応事例						
<u>事例の詳細：</u> 前年に続き、夫婦（夫:経営管理、妻:家族滞在）が在留期間更新の申請取次の依頼で事務所を訪れた際、乳児を連れていた。聞くと、生後 3 か月だと言う。出生届受理証明書を持参していた。在留カードはまだないのことだった。在留資格取得については、自分たちの更新の際に一緒にやればよいと考えていたようだった。 日本で出生後 30 日以内に在留資格取得許可申請をしなければならなかったところ、在留資格を取得せずに 60 日を過ぎていたので、不法滞在となっていること、行政書士による申請取次はできず、すぐに入管に出頭すべき旨を伝えた。 翌日、住民票を取得してから、母親（家族滞在）と乳児本人とともに入管に行った。質問書に記入し、在留資格取得許可申請書と住民票、出生届受理証明書を提出したが、当然ながらすぐに受理とはならず、入管内部で検討されるのを待った。期限内に申請できなかった理由の説明書をその場で書くように言われ、「在留資格取得許可申請の期限を知らなかった」旨代書し、母親が署名した。その後、出生後 60 日を過ぎていたため直接家族滞在の在留資格取得はできず、まず短期滞在（90 日）が付与されてから、家族滞在への変更許可となる旨案内を受け、家族滞在への在留資格変更許可申請書を記載し提出した。結局、最初に窓口で受付されてから 2 時間余りで、在留カードの交付を受けることができた。 なお、扶養者である父親（経営管理）の在留期限まで 1 ヶ月余りであったことから、乳児に許可される在留期間が心配だったが、1 年の許可を得ることができた。（両親の更新申請は書類が揃っていなかったため、その時点では申請できなかった）						
<u>事例の結果と考察：</u> 当初、行政書士が取次できる案件ではないため、書類だけ渡し、本人たちで入管に出頭して手続きするよう伝えた。しかし、両親とも日本語があまりできないこと、乳児とともに出頭する大変さを考えると、行政書士が同行すべきと考えなおして、翌朝連絡を取って同行した。結果的には良かったが、当初から同行する方向で進めるべきだった。単純な更新の依頼と思っていたところ、想定外の事態で慌ててしまった。単純な業務と見えても何が起こるかわからない、甘く考えてはいけなと反省した。						